

# 令和 3 年度における条例の目的を達成するための施策について

## 1 概 要

本市では、「大垣市公契約条例」の基本理念である公正性、透明性及び競争性の確保と公契約の適正な履行、地域経済の健全な発展を図るとともに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年 4 月施行）」及び「発注関係事務の運用に関する指針（平成 27 年 4 月本格実施）」を踏まえ、中長期的な人材確保及び建設業界離れの防止につなげるため、令和 3 年度においても入札制度の見直しを行っています。

また、公契約条例の施行を背景に、市内事業者の一層の積極的な活用を目指し、建設工事の施行業者の育成及び公契約履行における高い品質確保を図るため、平成 29 年度から前年度優良建設工事に係る優良建設業者及び優秀技術者を表彰しています。

## 2 令和 3 年度における入札制度の見直しについて

### (1) 最低制限価格制度の導入

#### ① 趣 旨

本市では、公共工事の品質確保やダンピング受注による下請業者へのしわ寄せ防止などに対応するため、適切な予定価格、低入札調査基準価格及び失格判断基準価格を設定していますが、令和 3 年 4 月 1 日から、新たに「最低制限価格」を導入し、さらなるダンピング受注の排除に取り組みます。

#### ② 制度の概要

契約内容に適した工事を実施できると見込まれる最低限の価格をあらかじめ設定し、その価格以下で入札した者を失格とする制度

#### 1) 工事における最低制限価格の算出方法

|  |  |   |
|--|--|---|
| 土木一式、とび・土工・コンクリート（解体工事除く）、塗装、舗装、造園、鋼構造、しゅんせつ、さく井、水道施設                | 建築一式、営繕工事の「電気・電気通信」、管、とび・土工・コンクリート（解体工事）   | 営繕工事以外の「電気・電気通信」、機械器具設置   |
| ①直接工事費×97%<br>②共通仮設費×90%<br>③現場管理費×90%<br>④一般管理費×55%<br>①から④の合計額×1.1 | ①直接工事費×9/10×97%<br>②共通仮設費×90%<br>③（直接工事費×1/10+現場管理費）×90%<br>④一般管理費×55%<br>①から④の合計額×1.1 | ①機器費 ×90.7%<br>②直接工事費×97%<br>③共通仮設費×90%<br>④現場管理費×90%<br>⑤一般管理費×55%<br>①から⑤の合計額×1.1 |

※ ただし、予定価格の 7.5/10～9.2/10 の範囲内

2) 業務委託における最低制限価格の算出方法

| 区分 | 測量業務                 | 建築関係の建設コンサルタント業務      | 土木関係の建設コンサルタント業務        | 地質調査業務                  | 補償関係コンサルタント業務           |
|----|----------------------|-----------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| ①  | 直接測量費の額              | 直接人件費の額               | 直接人件費の額                 | 直接人件費の額                 | 直接人件費の額                 |
| ②  | 測量調査費の額              | 特別経費の額                | 直接経費の額                  | 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額    | 直接経費の額                  |
| ③  | 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額 | 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額 | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額    | 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額    |
| ④  | —                    | 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額    | 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額    | 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額 |
| ⑤  | 上記①～④の合計額×1.1        |                       |                         |                         |                         |

③ 対 象

- 1) 予定価格 500 万円以上 2,000 万円未満の工事請負契約
- 2) 予定価格 500 万円以上の工事に係る業務委託契約

(2) 低入札価格調査制度の一部改正

① 趣 旨

本市では、コロナ禍により民間工事が低迷するなか、低入札案件が例年より多く発生しています。一方、国では、公共工事に従事する技能者の賃金を引き上げるため、地方公共団体にダンピング対策の徹底を求めています。そこで、令和 3 年 7 月 1 日から、低入札価格調査制度を見直し、低入札の発生を抑止することで、地域経済及び地域社会の健全な発展につなげます。

② 見直し内容

- 1) 低入札工事に追加配置する技術者を「兼任」から「専任」に変更します
- 2) 低入札工事の契約保証額を請負代金の「10 分の 1」から「10 分の 3」以上に、違約金額を「10 分の 1」から「10 分の 3」に変更します
- 3) 低入札工事の前払金を請負代金の「10 分の 4」以内から「10 分の 2」以内に、また、中間前払金を「10 分の 2」以内から「10 分の 1」以内に変更します
- 4) 低入札工事の完成時に、下請代金の支払状況等を証明する書類を提出してもらいます

### 3 令和3年度「優良建設工事表彰式」の実施について

#### (1) 日 時

令和3年6月30日（水）13:30～14:00

#### (2) 場 所

大垣市役所8階・大会議室

#### (3) 被表彰者（令和2年度優良建設工事に係る優良建設業者及び優秀技術者）

##### ① 土木・建築工事部門

| No. | 優良建設工事                  | 優良建設業者                              | 優秀技術者          |
|-----|-------------------------|-------------------------------------|----------------|
| 1   | (補)大垣市新庁舎建設(建築主体)工事     | 岐建・TSUCHIYA 特定建設工事共同企業体 - 岐建㈱       | 監理技術者<br>近藤 聡  |
|     |                         | 岐建・TSUCHIYA 特定建設工事共同企業体 - TSUCHIYA㈱ |                |
| 2   | 大垣消防組合 北部消防署 建設(建築主体)工事 | 内藤建設㈱大垣支店                           | 監理技術者<br>小川 和哉 |
| 3   | (補)橋梁耐震補強・補修(源氏大橋)工事    | TSUCHIYA㈱                           | 監理技術者<br>越智 利広 |
| 4   | 配水管布設(推進工)工事            | 木村建設㈱                               | 監理技術者<br>井上 眞澄 |
| 5   | (補)宇留生小学校グラウンド改修工事      | 岐建㈱                                 | 監理技術者<br>川地 信行 |

##### ② その他の工事部門

| No. | 優良建設工事            | 優良建設業者 | 優秀技術者          |
|-----|-------------------|--------|----------------|
| 1   | (補)荒崎幼保園 改築(電気)工事 | ㈱トクデン  | 監理技術者<br>大場 英行 |
| 2   | (補)荒崎幼保園 改築(衛生)工事 | 松井工業㈱  | 主任技術者<br>棚橋 範昭 |

## 優良建設工事表彰制度の概要

### 1 表彰の種類

表彰は、次の工事区分に応じて、当該表彰部門ごとに行います。

| 表彰部門      | 工事区分                 |
|-----------|----------------------|
| 土木・建築工事部門 | 土木一式工事、建築一式工事、舗装工事   |
| その他の工事部門  | 電気工事、管工事、水道工事、その他の工事 |

### 2 表彰の対象

#### (1) 優良建設業者

優良建設業者は、優良建設工事を完成させた施工者（建設共同企業体の場合、その構成員のうち市内建設業者に限る。）とします。

#### (2) 優秀技術者

優秀技術者は、優良建設工事を着工から完成までの全期間を担当した優良建設業者の主任技術者または監理技術者で、表彰の日まで優良建設業者と継続して雇用の関係にある者とします。

#### <参考：優良建設工事>

優良建設工事は、市内に本店もしくは支店を置く建設業者（市内建設業者）、または、市内建設業者を構成員とする建設共同企業体が施工し、表彰を行う年度の前年度（表彰対象年度）に完成した建設工事のうち、次のいずれにも該当するものとします。

- ① 契約金額が500万円以上の建設工事（単に機能を維持するための工事、解体、浚渫、点検等の工事を除く。）
- ② 大垣市建設工事成績評定要綱（平成18年告示第169号）に基づく評定点が80点以上のもので、各表彰部門の上位5位以内の順位にあるもの

### 3 失格事項

#### (1) 優良建設業者

次のいずれかに該当する者（建設共同企業体の場合は構成員）は、優良建設業者の表彰の対象から除外します。

- ① 建設工事の完成実績が、表彰対象年度で1件の者。ただし、表彰対象年度の前年度に1件以上の工事完成実績がある者を除く
- ② 表彰対象年度及びその前年度において、評定点が65点未満の建設工事を施行した者
- ③ 表彰対象年度の前年度の初日から表彰日までの間に、大垣市入札参加資格停止等の措置要領（平成11年4月1日制定）に基づく入札参加資格停止の措置を受けた者
- ④ 表彰対象年度の前年度の初日から表彰日までの間に、大垣市が行う契約及び交付する補助金等から暴力団排除に関する措置要綱（平成23年1月4日制定）に基づく暴力団排除措置を受けた者
- ⑤ 倒産や廃業等をした者

## (2) 優秀技術者

優良建設工事の着工の日から表彰の日までの間に、社会通念上信用を失墜する行為を行ったことが明らかとなった者は、優秀技術者の表彰の対象から除外します。

## 4 審査、決定、表彰及び公表

### (1) 審査及び決定

優良建設工事を選考し、表彰の対象者を選定するため、「大垣市優良建設工事審査委員会（委員長：副市長、委員：総務部長、建設部長、水道部長、都市計画部長）」を設置しました。

また、市長は、優良建設工事審査委員会における審査結果に基づき、優良建設工事を決定し、優良建設業者及び優秀技術者について、表彰の可否を決定しました。

### (2) 表彰及び公表

表彰は、表彰状を授与（建設共同企業体は、各構成員に表彰状を授与）して行うこととし、表彰の結果は、市ホームページに掲載します。

## 5 受賞の効力

### (1) 総合評価方式競争入札への反映

大垣市建設工事総合評価方式競争入札要綱（平成19年11月29日制定）に基づき、平成20年度から、価格だけでなく、建設業者の施工能力等の技術力に関する評価を行い、これらを総合的に考慮し落札者を決定する総合評価方式競争入札を実施しています。この総合評価方式競争入札における評価項目に、表彰実績を位置付けます。

## (2) 主観的事項審査への反映

大垣市競争入札資格審査（建設工事）に係る主観的事項審査要領（平成24年1月1日制定）に基づき、平成24年度から、入札参加資格者の適正性及び透明性を確保するため、市内の本・支店業者を対象として、各業者の主観的事項審査（主観点数）を導入し、経営事項審査総合評点値（客観点数）に加え、主観的事項審査（主観点数）の合計（総合点数）により、入札参加資格者の順位付けを行っています。この主観的事項審査（主観点数）の評価項目に、表彰実績を位置付けます。